

寫

死亡現認證明書

昭和 年 月 日 調製

所屬		死亡場所		死亡年月日		死亡区分		受傷箇所		遺留品		遺留品		遺留品		遺留品		遺留品		遺留品	
國有名稱 五福全 四一五八		滿洲河沿河 荒川場		昭和二十年八月二十一日 一時三十分		戦死 (拳銃自殺)		前額部 銃創		拳銃		拳銃		拳銃		拳銃		拳銃		拳銃	
本籍地		死亡場所		死亡年月日		死亡区分		受傷箇所		遺留品		遺留品		遺留品		遺留品		遺留品		遺留品	
[Redacted]		[Redacted]		昭和二十年八月二十一日 一時三十分		戦死 (拳銃自殺)		前額部 銃創		拳銃		拳銃		拳銃		拳銃		拳銃		拳銃	
氏名		現住所		本籍地		死亡場所		死亡年月日		死亡区分		受傷箇所		遺留品		遺留品		遺留品		遺留品	
[Redacted]		才籍地 才籍地 才籍地		[Redacted]		[Redacted]		昭和二十年八月二十一日 一時三十分		戦死 (拳銃自殺)		前額部 銃創		拳銃		拳銃		拳銃		拳銃	
事由		現認		認事		事由		現認		認事		事由		現認		認事		事由		現認	
[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]	
記載の上の注意		記載の上の注意		記載の上の注意		記載の上の注意		記載の上の注意		記載の上の注意		記載の上の注意		記載の上の注意		記載の上の注意		記載の上の注意		記載の上の注意	
[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]	

77-13

死亡と判定された当時の状況調書

本籍地

所属部隊 六一三河田輜重隊

身分氏名

陸軍軍曹

(生)

死亡と判定された日時場所

昭和二十年八月二十一日頃 中支湖北省当陽縣大和場付近

二一般状況

一 本人は六一三河田輜重隊に所属し、乙幹約二十名の長として

大和場の警備に任じていた。

二 大和場は一般状況不穏であり、付近の治安又悪く、土匪の

襲撃をうけ、昭和二十年春頃同警備隊 一等兵(当時通

訳をしいた)が拉致されて殺害された事件もあつた。

三 この警備隊は住民からうらまれ、便衣隊長から狙われ密

偵が入り込んでいた。よって、密偵隊員は緊張して警備に任

じていた。

四 警備隊では苦力名を使用していたが、日本語のよく話せること

い、十八文位の子と其の妻、二十文位とであり、部隊に通  
勤していた。父は土匪の頭目であつたことが後で判明  
した。

5. 大場鎮は警備隊員の外日本人は在住してあつなかつた。

6. 終戦時時は特に日本人が部隊を離れて生活することは不能で  
住民に捕えられれば決して生存し得ないよりの危険な一般状況  
であつた。

三、軍曹が行方不明になつた状況

1. 終戦時部隊長から決して逃としないよりの訓示があつた。

2. 当時いろいろデマが飛び帰国についても心配される状況であつた。

3. 軍曹は昭和二十年八月二十日頃の夜部隊で使用していた  
苦力とともに何れが去つた。服装は便衣で拳銃と弾丸を携行  
していた。

4. 軍曹は平素から職務に熱心で、終戦とつゝや特に部下の  
掌握住民との交渉には心配していらつたのであつた。

四、捜索の状況

部隊は近くを捜索したが手掛りなく帰国のため昭和三十年八月  
二十四日頃鶏嶺を出發した部隊の出發するに [ ] 軍曹は  
帰隊しなかつた。

兵 判定

土匪頭目が當時の苦力 [ ] として警備隊長である [ ] 軍曹  
を傷つて誘い出し殺害したものと判断される。

以上は元何部隊 [ ] 軍曹の旧部下である左記の者につき調査  
したものである。





死 亡 確 認 証 明 書

陸・海・空

資 料 提 供 者 死 亡 知 照 方 法	死 亡 者							本 籍 地	開 戦 時 の 住 所 (在 留 地)	所 屬 (所 轄) 部 隊 又 は 職 域 名	通 稱					
	遺 留 品 の 處 理	遺 骨 及 び 遺 骸 の 處 理	元 諸	死 亡	死 亡	死 亡	死 亡					発 病 時 期	発 病 場 所	区 分	所 部	細 地
			死 亡 事 由 (傷 病 名)	死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	死 亡 日 時									
同 再 誕 に つ い て 死 傷 海 没 す る の を 確 認 し た	なし	なし	砲 撃 破 片 創	中 華 人 民 共 和 國 万 山 諸 島	昭 和 20 年 8 月 22 日	戦 死			内 容		有 独 歩 241					
係 関 の と 者 亡 死	同 一 行 動	同 一 行 動														
所 住 現																
職 部 所 所 所 所 隊 部 隊 隊 隊 名 名 名 名																
名 職 職 職 名 名 名 名																
名 職 職 職 名 名 名 名																

死 亡 確 認 証 明 書 上 の 注 意 を 見 て お い て 下 さ い 。 (※ 及 び 裏 面 の 各 欄 は 記 載 に 及 び ま せ ぬ )

死亡当時の状況及び参考資料

昭和二十年八月二十一日、佐長以下十二名は再誕により部隊糧秣受領の帰途大型ジャブトの、中口へ海賊に襲はれ応戦せざるに遂に再誕人員共に拉致せられ翌未明万山諸島附近に至るや突如英警備艦の艦砲射撃を受け、佐長、佐長、佐長、佐長の四名は流弾により死傷海没した。

守留 現住 本籍に合じ

階級の時 上

名 氏

年 月 日生

女 男

死 亡 確 認 申 告 書

昭和二十一年 月 日

所属部隊	死 年 月 日	死 之 場 所	氏 名	留守担当者の本籍及現住所	続柄	氏 名
第...部隊	20.8.20	ホクダ地区 ホクダ	小 愿 信 雄	現住所 同本籍	父	小 愿 信 子
...	...	...	...	...	...	...

考 参 料 資 認 確

(一) 昭和二十年十月二十三日、ボクダラ收容所に入所、嶺山作業に従事せしが同年十一月十日頃發病、右收容所へ医務室に入室加療の途に同年十一月二十五日英之し載たることを確認す。病名急診チブス、死体は自ら埋葬す。

(二) 軍と交戦中昭和二十年八月十四日阿南山北方五新の地と英に於て腹部貫通銃創により致命せしむることを確認す、我々は中隊が英地兵に埋葬す。

(三) 軍と交戦中昭和二十年八月十四日阿南山北方五新の地と英に於て腹部貫通銃創により致命せしむることを確認す、我々は中隊が英地兵に埋葬す。

(四) 軍と交戦中昭和二十年八月十四日阿南山北方五新の地と英に於て腹部貫通銃創により致命せしむることを確認す、我々は中隊が英地兵に埋葬す。

所属部隊	姓名	住所	氏名
...	...	...	...

死亡事實調査票(要約) 昭和三十三年三月廿五日

姓名	氏名	姓	名	性別	年齢
住所	都道府県	市町村	番地	住居	電話
職業	職名	勤務先	勤務先住所	勤務先電話	
死亡年月日時	年	月	日	時	分
死亡場所	死亡場所(自宅、病院、路上、その他)				
発見状況	発見状況(発見者、発見時刻、発見場所)				

参考資料(要約を併記する)

- 一、死亡時自分が現認した
- 一、葬儀を執り行う者(他人の所属葬儀社氏名届届先等)
- 一、死体は埋蔵(土葬)した(埋葬場所)
- 一、遺言書等の存在(遺言書の内容及び取立人氏名等)
- 一、死亡原因(死因)及び病状
- 一、死亡者と関係者との関係
- 一、生計を維持する者が死亡した場合は、遺族の生活状況等
- 一、その他重要な事項

調査官	所属警察署	調査員	調査日





地方世話部

死亡者名簿

調製者

部隊號

籍郷先

第一師團司令部

官氏名

屋倉

所屬

官等

氏名

區分

事由

場所

年月日

確度

確定理由

本籍地(在所中)氏名

遺留品

第一師團司令部

上等兵

屋倉

不明

戦死

腹背負傷

満洲

昭和10年

甲

不明

不明

昭和10年

寫

死亡現認證明書

昭和 年 月 日 請製

所屬

通稱 昭和 年 月 日

本籍地

死亡前階級

氏名

遺品

死亡場所

死亡年月日

死亡區分

受傷箇所

發病年月日

現認事由

八月二十日大倉山飛行場出発、少尉格の飛行機が山の中へ不時着し、機内乗客として報告に依り、少尉以下全機乗客八名、機中係員二人に受入すといふ。右機係員特別攻撃隊と云ふ。以上を部隊長より前へ（現在部隊長はシベリヤでアンセルワド機中係員）佐度 甲

記載上注意

一現認可土は死亡當時の情況を接し、詳細に記入す。  
二確度甲付正確では無いと認め、疑はしむるのを死亡場所、年月日、区別の下に記入す。  
三階級は従々開示があるから必ず死亡前に記入すこと。

証明者

本籍地 通稱 昭和 年 月 日  
現住所  
職人との関係 任長

68-12

昭和二十一年九月十一日  
昭和二十一年九月十一日  
昭和二十一年九月十一日

死亡事實證明書

不確也 不明

河津村 河津村 河津村 河津村

(回勇名)

昭和二十一年九月十一日

昭和二十一年九月十一日

右記者昭和二十一年九月十一日

河津村 河津村 河津村 河津村

非死シカレトシテ證明

昭和二十一年九月十一日

21

河津村 河津村

河津村 河津村



4-11

# 報告

昭和拾四年徵集

君

昭和拾九年四月一日東部第六部隊入隊

昭和拾九年九月二十日通稱名滿洲第七六七

部隊(固有必第三航空情報聯隊)三軔

屬同二十年五月十八日蒙古海力根台村ニ

展開ヲ命ゼラレ同年八月九日退去命令下リ

歸隊途中匪賊ト交戦八月二十七日午後

十一時頃伊胡搭驛西方約七里半、地点

ニテ戦死セルコトヲ證明ス

昭和二十一年七月十八日

戦友

地方世話部長殿

# 死亡現認確認證明書

◎裏面記載上の注意を見て下さい

遺留品	及遺族の遺骨処理	元 結 亡 死					現守 住擔當 所者	本 籍 地	籍貫	
		死亡區分	發病時	傷病名	死亡場所	死亡日時			縣部 稱通	屬所 有同
					錦州 陸病外科病棟	昭和二十年八月頃	縣府 道都		縣部 稱通	屬所 有同
									(召應地現) 警役	
									種 兵	
									歩	
									(後) 級等官(制)	
									名 氏	
									年 月 日 生	
									名 氏 守 擔 當 者	
									年 月 日 生	

本人の住所と書いておいて  
記憶す

本人の収容病  
院の患者係

現住所  
錦州陸病

官民  
姓名  
衛兵第...  
[Redacted]

(死 亡 時 状 の 記 載)

病隠全般、患者係、存  
詳細不明

昭和二十一年

警察官

# 覚書

死亡 死亡 死亡  
不明 不明 不明  
遺失 遺失 遺失

191

遺骨又は遺留品	留置者 の現住 所氏名	本籍地	現住	場所	区分	所属	者	取	四
			甲	乙	丙	敬度決定 の理山	敬年 月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
遺骨又は遺留品	留置者 の現住 所氏名	本籍地	敬度決定 の理山	敬年 月日	昭和 年 月 日	敬度決定 の理山	敬年 月日	昭和 年 月 日	上陸地
			敬度決定 の理山	敬年 月日	昭和 年 月 日	敬度決定 の理山	敬年 月日	昭和 年 月 日	上陸地

遺骨又は遺留品

留置者  
の現住  
所氏名

本籍地

現住

場所

区分

所属

者

取

四

昭和二十一年 11 月 18 日 上陸

上陸地

民生局世話課

26.4.27 調査

民生局世話課

現認證明書

河津派遣

第一八三部隊

陸軍准尉

右者昭和二十年七月一日河津河津大石頭ニ於テ

河津軍・襲撃中ニ依リ戦死(戦病死)セリトシ現

認メ

昭和二十一年十一月五日

現認者元

第一八三部隊

陸軍 階級  
兵長

現任所

氏名

[Redacted Name]

[Redacted Position]

17-12